

農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員募集要領

「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員の選出方法がこれまでの公選制から、市長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。

また、農業委員とは別に新たに農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱する制度も始まります。指宿市では、農業委員、農地利用最適化推進委員を、推薦及び応募により募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人員	19人	19人 (指宿地区7人・山川地区7人・開聞地区5人)
推薦・応募資格	<p>農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事、その他農業委員会の所掌する事項に関してその職務を適切に行うことができる者で次のいずれにも該当する者。</p> <p>①指宿市に住所を有する者（ただし、市外に住所を有する者も妨げない）</p> <p>②指宿市職員でない者</p>	
任期	平成30年7月20日から 平成33年7月19日まで（3年間）	平成30年8月24日（予定）から 平成33年7月19日まで
報酬	月額45,800円	月額41,100円
	条例の規定に基づき月額とは別に年額での報酬があります。	
主な業務内容	<p>農業委員会総会での許可・決定の審議及び意見具申</p> <p>農地等の権利移動や転用に係る現地調査</p> <p>農地利用最適化のための現場活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん活動や集落での話し合い活動など ・耕作放棄地の発生防止・解消活動 ・農業への新規参入の促進活動 <p>その他農業に関する調査、情報提供、研修会等への参加など</p> <p>両委員の業務内容は、基本的に同じですが農業委員会総会での法令業務の許可決定は農業委員のみ行います。詳しくは裏面をご覧ください。</p>	
募集期間	3月15日(木)～4月18日(水)まで	3月15日(木)～4月27日(金)まで
	(市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。郵送は当日消印有効)	
推薦・応募方法	<p>自薦（応募）または推薦とも所定の様式に必要事項を記入し、持参または郵送により提出してください。</p> <p>※推薦の場合は、団体からの推薦又は農業者等3人以上からの推薦になります。</p> <p>※農業委員、推進委員の両方に推薦・応募できますが両委員を兼ねることはできません。</p>	
公表	推薦した者、推薦を受けた者、応募した者の氏名、職業、年齢等を募集期間の中間及び募集期間終了後に市のホームページで公表します。	
応募・推薦用紙提出先	<p>農業委員会事務局，山川・開聞各支所地域振興課</p> <p>○郵送の場合は農業委員会事務局へ郵送してください。</p> <p>○様式は市のホームページからもダウンロードできます。</p> <p>指宿市農業委員会事務局</p> <p>〒891-0403</p> <p>指宿市十二町301番地 電話 0993-22-2111（内721）</p>	

農業委員会とは、主たる使命である「農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化，遊休農地の発生防止・解消，新規参入の促進）の推進」を中心に，農地法に基づく農地の売買・賃借の許可，農地転用案件への意見具申など，農地に関する事務を執行する行政委員会です。

農業委員は，市長が議会の同意を得て任命します。

農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱します。

新体制後の農業委員と農地利用最適化推進委員の主な業務内容

	項 目	農業委員	推進委員
1	総会での法令業務の許可，決定等	○	—
2	総会に出席して意見を述べる	○	○
3	農地等の権利移動の許可，農地利用集積計画の決定に係る現地調査	○	○
4	農地転用許可に係る現地調査	○	○
5	「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定・変更	○	—
6	指針の策定・変更に関して意見を述べる	○	○
7	指針を踏まえた農地利用の最適化のための現場活動 ●担い手等への農地の集積・集約化（あっせん活動や集落での話し合い活動など） ●耕作放棄地の発生防止・解消 ●新規参入の促進	○	○
8	農地等の利用の最適化の推進に関する施策について，提出する意見の決定	○	—
9	農地利用最適化施策に関する意見について，意見を述べる	○	○
10	日常業務の中での農地パトロール	○	○
11	農地の利用状況調査	○	○
12	利用意向調査	○	○
13	和解の仲介	○	—
14	法人化その他農業経営の合理化（法人化，農業者年金，家族経営協定，簿記記帳，税務指導等の推進）に関する業務	○	○
15	農業一般に関する調査及び情報提供（農業委員会だよりの発行，全国農業新聞・全国農業図書の普及推進等）に関する業務	○	○